

平成 28 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

第 1 販路拡大・輸出促進課

監査結果	講じた措置
<p><b>1 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金</b></p> <p><b>ア 交付要綱の補助率適用についての不明確な記載について【意見】</b></p> <p>当該補助金は「鳥取県内で生産された農水産物及びその加工品の輸出活動を促進支援し、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上により、本県農林水産業及び食品製造業の振興を図ることを目的として交付する」と交付目的に記載されている。</p> <p>補助対象経費及び補助金の額は、交付要綱の第 3 条第 2 項に規定されており、「補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費に同表第 4 欄に定める率を乗じて得た額以下とする」と記載されている。また、別表には補助率は 2 / 3 となっているが、ただし書きで「国庫補助事業等他の事業で対応できる場合、補助対象経費については 1 / 6 とする」と要件が付され記載されている。</p> <p>平成 27 年度に国庫補助金等を受けて事業を実施したのは全国農業協同組合連合会鳥取県本部のみであり、提出を受けた輸出促進活動支援事業計画は以下のとおりである。</p> <p>（表略）</p> <p>上記について、全国農業協同組合連合会鳥取県本部から提出を受けた「平成 27 年度「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業報告書」によると、「二十世紀中秋節販売促進」「二十世紀梨・新甘泉販促」及び「あたご梨宣伝販売」の 3 事業については、全国果実輸出振興対策協議会かんきつ・なし部会（以下「全輸協」という。）より補助を受けていた事業である。</p> <p>交付要綱のただし書き「国庫補助事業等他の事業で対応できる場合、補助対象経費については 1 / 6 とする」の意図は、国庫補助 1 / 2 を受ける事業者に対し、2 / 3 の県補助のみの事業者と同様の補助率となるよう配慮したものであるとの説明であったが、交付要綱の文言ではそのように読み取れないため、文言の訂正を行うことが必要と思われる。（17 ページ）</p>	<p>交付要綱のただし書きは、国庫補助を受ける補助事業者に対し、補助率 2 / 3 の県補助のみの補助事業者と同様の補助率となるよう意図したものであったが、記載が不明確であったものである。</p> <p>このため、国庫補助を受けた事業者でも県の補助率まで補助を受けることができることを交付要綱に分かりやすく明記した。</p> <p>交付要綱における補助率の記載については、補助対象者に対して、明確で分かりやすい記載となるよう徹底することとした。</p>
<p><b>イ 補助対象経費の範囲について【意見】</b></p> <p>「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業費</p>	<p>補助対象経費については、絶えず見直しを</p>

監査結果	講じた措置
<p>補助金は、交付目的にもあるとおり、輸出の拡大や海外での「食のみやこ鳥取県」の認知度向上等に直接要する費用であるべきと考える。実績報告書によると平成27年度に申請のあった68件のうち2社4件については、実費の旅費に日当を加えた上で補助対象経費とし、それに補助率の2/3を補助金として支払っていた。</p> <p>日当は、社会通念上妥当と認められる範囲に限り、税法上給与として取り扱わず非課税としている。しかしながら、慰労、諸雑費のための補てんする手当といった意味合いであり、その用途についても受給者の裁量に任せていることから、補助金の補助対象経費として馴染まない支出であるため、日当については除外すべきものとする。</p> <p>下表のとおり、当該2社4件に支払った補助金7,891,692円のうち247,166円は日当に対応する部分であり、事業主体の従業員等に支払っている日当については、補助対象経費等には該当しないものと認められる。</p> <p>因みに、事業主体である全国農業協同組合連合会鳥取県本部は、全輪協からも補助金を受領しているが、全輪協は補助金の算定基礎から日当部分を外して計算している。なお、平成28年度の当該交付要綱では旅費の中から食事代と日当を除くことが明記されている。</p> <p>(表略) (18ページ)</p>	<p>行っており、日当は、平成28年度から補助対象外とした。</p> <p>補助対象経費の範囲については、個々の補助金の交付目的を達成するために必要なものを定めているところであるが、改めて補助金の交付目的に沿ったものとなるよう徹底することとした。</p>
<p><b>2 食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金</b></p> <p><b>ア 予算の効率的執行【意見】</b></p> <p>農業協同組合は県内の6農協に対して13,000,000円の予算額で措置されている。</p> <p>それぞれの農業協同組合に交付する金額は、交付要綱の第4条で最低保証額と調整交付額を算定し、それぞれの農業協同組合等に内示している。</p> <p>平成27年度は鳥取いなば農業協同組合と大山乳業協同組合が予算の執行不足となっているが、鳥取中央農業協同組合、鳥取西部農業協同組合、鳥取県畜産農業協同組合及びJ A鳥取県中央会は内示額を適正に執行している。</p> <p>交付要綱では、農業協同組合及び農業協同組合中央会に対して13,000,000円の予算措置となっており、個々の組合に執行不足分が発生するような場合、例えば内示額を超えて補助目的に該当する事業活動を実施している鳥取中央農業協同組合や鳥取西部農業協同組合等に配分する等、効率</p>	<p>実施状況を踏まえた上で内示額を変更するなど、より柔軟な予算執行が可能となるよう、平成29年度事業から実施状況の報告の時点を10月末から事業完了の目処が立つ12月末に変更し、進捗状況の確認を後倒して実施することとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>的な執行を図るべきである。</p> <p>10月末の事業実施状況を11月に報告することになっているが、11月に事業の進捗状況を確認しても予算措置が出来ないのであれば、進捗状況の確認を後倒して実施した上で、予算配分の見直し及び内示額を変更するなどして、当初の内示額以上に事業を行っている組合に効率的な予算執行を行うべきである。</p> <p>平成27年度 予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合6組合に対して13,000,000円</li> <li>・全国農業協同組合連合会鳥取県本部に対して7,000,000円</li> <li>・鳥取県漁業協同組合に対して4,000,000円</li> </ul> <p>平成27年度 確定額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合6組合に対して11,372,260円</li> <li>・全国農業協同組合連合会鳥取県本部に対して7,750,000円</li> <li>・鳥取県漁業協同組合に対して1,282,500円</li> </ul> <p>(19ページ)</p>	
<p><b>3 おいしい鳥取PR推進事業費補助金</b></p> <p><b>ア 補助金交付要綱の消費税及び地方消費税に関する規定について【意見】</b></p> <p>本補助金は、「おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱」において消費税抜きの補助対象経費を算定基準として補助金を交付する旨の規定がないことから、消費税込みの補助対象経費を算定基準として補助金が交付されていた。確認したところ、以前より本補助金の補助対象者は小規模な事業団体しかおらず、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税事業者となるような事業者はいないであろうとの考えから、補助金交付要綱に消費税抜きの補助対象経費を算定基準として補助金を交付する旨の規定をしていない、との回答であった。なお、補助対象者が消費税等の課税事業者か免税事業者かの確認は行っていないとのことである。</p> <p>消費税法等によると、消費税等は事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産及び流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ（消費税等の課税対象となる資産の譲渡等）に係る消費税額から課税仕入れ（消費税等の課税対象となる資産の譲受け等）に係る消費税額を控除（以下、「仕入れ税額控除」という。）する仕組みが採られている。</p>	<p>補助事業に係る消費税法に対する理解の不足が原因である。</p> <p>すべての補助金等について消費税等に係る仕入控除税額による減額を行うこととし、標準要綱を改正するとともに全ての交付要綱を改正した。</p> <p>あわせて、制度の周知及び事務処理の円滑化のため、補助金等に係る仕入控除税額の処理フロー及び事務手続・添付書類に係るチェックリストの雛形を作成し、補助金等事務の適正化について通知文書により改めて全庁的に周知徹底した。</p> <p>さらに、会計事務研修会などの機会を利用して、補助金事務に係る消費税の取扱いについて職員への周知を図ることとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>したがって補助対象者が消費税等の課税事業者の場合、補助対象経費の内、課税仕入れに該当するものについては、上記の仕組みにより確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除することにより、当該経費に係る消費税額を実質的に負担しないこととなり、消費税込みの補助対象経費を算定基準として補助金が交付されると、結果として、消費税部分については補助金の過大交付となる。</p> <p>早急に補助金交付要綱において消費税等についての規定をするとともに、補助対象者について、消費税等の課税事業者か免税事業者かの確認を行い、課税事業者の場合には補助金の過大交付の問題が発生していないか確認をする必要がある。(23 ページ)</p>	
<p><b>イ 事業完了年月日の記載及び実績報告書の提出期限の徹底について【意見】</b></p> <p>当補助事業についての、補助金実績報告書の提出期限は「おいしい鳥取PR推進事業費補助金交付要綱」の第8条第1項に「補助事業の完了の日から30日を経過する日」と定められている。また、様式第1号の事業計画（実績報告）書及び収支予算（決算）書に記載されている「事業完了（予定）年月日」の定義について確認したところ、「補助対象経費の最終支払日」とのことであった。</p> <p>提示された資料の監査を行ったところ、補助対象経費の最終支払日が平成27年11月29日であるにもかかわらず、事業完了年月日が平成27年12月10日となっており、補助金実績報告書の提出日が平成28年1月14日と明らかに遅延しているものや、補助対象経費の最終支払日が平成27年11月20日であるにもかかわらず、事業完了年月日が平成27年12月20日と記載されているのが確認された。</p> <p>速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないよう規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をすべきである。また、事業完了年月日は実績報告書の提出期限日にも関わってくるため、事業完了年月日の定義について補助金交付要綱に記載するなど、補助対象者への周知を図る必要がある。(24 ページ)</p>	<p>当該補助事業における、事業完了年月日の定義等の周知不足及び補助事業者の認識不足が原因である。</p> <p>このため、補助金の手引きにおいて、事業完了年月日の定義等を記載し、補助対象者への周知を図った。</p>
<p><b>ウ 補助対象経費の範囲について【意見】</b></p> <p>補助対象経費について調べたところ、鳥取県産直協議会の補助対象経費の中に「食事代」として合計291,610円、風のマルシェの補助対象経費の</p>	<p>交付要綱に規定する補助対象経費の文言が不明確であったことが原因である。</p> <p>このため、交付要綱に補助対象経費として食</p>

監査結果	講じた措置
<p>中に「食事代」として合計 46,575 円、I M O の補助対象経費の中に「ジェラート試食、交流会」の経費として合計 18,812 円が確認された。これらの経費は「おいしい鳥取 P R 推進事業費補助金交付要綱」の補助対象経費の範囲として規定されていないものである。</p> <p>担当者に確認を行ったところ、「平成 26 年 3 月に補助金交付要綱の改正が実施され、改正前の補助金交付要綱での補助対象経費については以下の記載となっており、補助金交付要綱の改正後も補助対象経費の範囲に変更はないことから、改正前と変わらず『食事代等』は補助対象経費として認められるものと考えていた。また、今回の『食事代等』については『会議費』に含まれると考えており、補助対象経費として認められる」との回答であった。</p> <p>しかしながら、改正により補助対象経費の範囲から食事代が削除されていること、また、仮に食事代が会議費だとする場合の会議費と食事代の区分も不明確なことから、補助対象経費の費用について再度見直しをされたい。</p> <p>また、補助金交付要綱の改正に伴い、補助対象経費の規定内容について変更があったにも関わらず、補助対象経費の範囲について、改正前の補助金交付要綱を判断基準にしていることが推量され、その改正内容の周知徹底を十分に行われたい。</p> <p>(表略) (25 ページ)</p>	<p>糧費を明記し、平成 29 年度から適用した。</p> <p>また、補助金の手引きを作成し、補助対象者に対して補助対象経費の考え方等の補助内容を周知徹底することとした。</p>
<p><b>4 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金</b> <b>ア 本補助事業の実施日程の〔終了日〕の記載について【意見】</b></p> <p>補助事業実績報告書に記載されている「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」の定義について確認を行ったところ、実績報告書の添付書類が全てそろった日（補助対象経費に係る領収書受領日のうち最も遅い日、又は本補助金により取得した食品安全規格の認証通知日のいずれか遅い日）とのことであった。</p> <p>補助事業実績報告書及び補助事業収支決算書について監査を行ったところ、本補助金により取得した食品安全規格の認証通知日が平成 27 年 10 月 29 日であるにもかかわらず、平成 28 年 3 月 20 日を「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」として記載しているものがあつた。</p> <p>速やかに報告書の提出を受けて事業内容の精</p>	<p>当該補助事業における、補助事業の終了日の定義等の周知不足及び補助事業者の認識不足が原因である。</p> <p>このため、補助金公募要領において補助事業の終了日の定義等を記載し、補助対象者への周知を図った。</p>

監査結果	講じた措置												
<p>査を行う必要があることから、今後はこのようなことがないように規定どおりに報告書の提出を受けるようなチェック体制の構築をするべきである。また、補助金公募要領に「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」の定義について記載するなどして、補助対象者への周知を図り、「本補助事業の実施日程の〔終了日〕」には定義に従った日付を記載させるようにする必要がある。 (26 ページ)</p>													
<p><b>イ 平成 25 年度食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金</b> <b>(イ) 補助対象経費の消費税等の課否判定誤りによる補助金の過大交付について【指摘事項】</b></p> <p>補助対象経費については、補助金交付要綱第 4 条第 2 項において「(仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)」と規定されており、消費税抜きの金額で補助対象経費とすることとされている。</p> <p>補助事業収支決算書の監査を行ったところ、「旅費」980,222 円については、消費税込みの金額で計上されていた。補助対象経費として計上すべき「旅費」は消費税抜きの 925,382 円であり、その結果、補助対象経費の決算額 5,632,882 円が補助金の算定基準額となり、補助金交付決定額は、算定基準額の 1/2 である 2,816,441 円とする必要があった。結果として、補助金が 27,420 円過大に交付されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="180 1543 759 1655"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>適正な補助金 交付額</th> <th>実際の補助金 交付額</th> <th>過大交付額</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b=a×1/2</th> <th>c</th> <th>c-b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,632,882</td> <td>2,816,441</td> <td>2,843,861</td> <td>27,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に記載されている過大に交付された補助金については返還を求めるべきである。また、今後は「補助事業実績報告書」に添付されている決算書を精査することで、補助金の額の確定額に誤りが生じないように注意するとともに、チェック体制の見直しも検討するべきである。(27 ページ)</p>	補助対象経費	適正な補助金 交付額	実際の補助金 交付額	過大交付額	a	b=a×1/2	c	c-b	5,632,882	2,816,441	2,843,861	27,420	<p>実績報告書のチェックが十分でなかったことが原因であり、過大に交付した補助金の返還を求め、既に返還された。</p> <p>再発防止のため、実績報告書については、主査及び副査によるチェックを徹底するとともに、上司が確認を行うこととした。</p>
補助対象経費	適正な補助金 交付額	実際の補助金 交付額	過大交付額										
a	b=a×1/2	c	c-b										
5,632,882	2,816,441	2,843,861	27,420										
<p><b>5 「食のみやこ鳥取県」輸出支援体制整備事業業務委託</b> <b>ア 委託料の算定について【意見】</b></p>													

監査結果	講じた措置
<p>台湾、マカオでの販路拡大事業を目的に(公財)鳥取県産業振興機構と契約金額 3,529,000 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 261,407 円)で業務委託契約を締結している。</p> <p>事業は台湾の台北市で行われた「2015 鳥取県物産展 in 台湾—微風広場」に県内企業 15 社が出品し、そのうち 3 社が現地入りし販促活動・表敬訪問を行い、台北における市場調査と継続的販路拡大の可能性を調査するものである。</p> <p>出張期間は平成 27 年 9 月 16 日から 21 日の 6 日間である。</p> <p>検査復命書は平成 28 年 5 月 10 日に作成されている。</p> <p>検査場所は市場開拓局販路拡大・輸出促進課内において行い、次の書類を実地に検査している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業の関係書類一式(申請書・完了報告書)</li> <li>・支払関係の請求書・領収書等</li> </ul> <p>完了報告書の委託費実績内訳の内容について、予算額は税込みで記入されているが実績額は税抜きで記載され最後に消費税等を加えた形となっている。</p> <p>支払関係の請求書や領収書等は検査者が確認しただけで写し等の添付はないが、本来消費税等が課税されない租税公課(印紙税)に対して消費税等が上乗せされて支払われている。また、旅費交通費についても、JTBの請求書(海外渡航費等)に基づいて支払ったものであるが、本来海外渡航費の請求は消費税等が課税されていない取引(免税取引)であり、それに対しても消費税等を上乗せして支払っていた。</p> <p>委託費であるため役務の対価として消費税等を上乗せして払うことには理解できるが、当該契約の「委託業務の実施に要する費用を委託先に支払う」との規定や実績内訳書により委託料が支払われることから、いわゆる実費弁償的な契約であり、その費用の中にそもそも消費税等が課税されていない支払に対して消費税等を上乗せして支払うことは疑問である。今後においては、明らかに実費弁償となる消費税等の課税されていない経費等については、立替払いの精算等の手段で実費精算を検討すべきと思われる。(29 ページ)</p>	<p>契約については、消費税を含め委託事業者とよく協議して、委託業者との合意により適正な契約方法による契約を徹底することとした。</p>
<p><b>6 ミラノ万博での日本館ステージイベント及びジャパンサローネ出展</b></p> <p><b>ア 委託経費の実績内訳の記載誤りの放置について【指摘事項】</b></p>	

監査結果	講じた措置
<p>(株)Bは業務費総額 16,450,000 円(税抜き)で受注し、別途消費税等として 1,316,000 円で請負契約書を作成している。</p> <p>しかし、「ミラノ万博にかかる(株)Bに対する委託経費の実績内訳」では、税抜きの請負金額は 16,820,485 円で消費税等が 945,515 円になっている。</p> <p>契約書を作成した際の見積書は、海外への渡航費用や海外での宿泊費を請負であるため課税としていたが、実績内訳書では海外渡航費や宿泊費、輸送費を非課税として調整したため、当初の海外渡航費等に係る消費税等相当額について役務金額を任意に増額し消費税込みの委託契約金額の総額に安易に帳尻を合わせているものである。</p> <p>役務金額を増額したのであれば変更契約書を交わす等の方法をとるべきである。(31 ページ)</p>	<p>当該委託事業について、当初の予定以上に事業費がかさんだもので、本来、役務金額を増額する変更契約を行うべきであったが、当初契約額どおりに事業を執行するために消費税額で調整したものである。</p> <p>今後は、速やかに変更契約を行うなど適正な契約事務を徹底することとした。</p>
<p><b>イ 契約書作成時の相当なる注意義務の怠り(印紙税不納付文書の放置)【意見】</b></p> <p>(株)Bとの契約書は、印紙税法に規定する 2 号文書「請負に関する契約書」に該当し 20,000 円の印紙税を納付する必要があるが、当該文書には印紙が貼られていない。</p> <p>県は地方公共団体であるため、印紙税法第 5 条において非課税法人であり、地方公共団体が作成する文書は非課税とされている。なお、印紙税法第 4 条第 5 項、6 項において、共同して作成する文書はおおむね各当事者が 1 通ずつ所持するという実態をとらえて、地方公共団体が所持する文書は他のものが作成して地方公共団体に交付したもの、他の者が所持する文書は国等が作成したものと仮定し、地方公共団体が所持するものについてだけ課税することとしている。県自体は納税義務を課されないが、契約書本体は県が作成しているものであり、契約時に印紙貼付する必要がある旨の指導文書を作成するなどし、印紙の貼付について誤りのないよう指導すべきである。</p> <p>(31 ページ)</p>	<p>契約書への収入印紙の貼付等の適正な事務処理について、通知文書の発出及び会計事務研修での説明等により注意喚起を行い、全庁的に周知徹底を図った。</p> <p>なお、指摘のあった契約書については、速やかに印紙の貼付けが行われた。</p>
<p><b>7 香港における鳥取県プロモーション企画実施業務委託</b></p> <p><b>ア 委託金額の精査について【意見】</b></p> <p>当初の契約は上記の業務内容で行っているが、平成 27 年 9 月 7 日に変更契約書を締結し、委託金額を「金 2,631,514 円」から「金 4,676,781 円」に増額する契約を締結している。</p> <p>上記の業務内容に、知事のトッププロモーション</p>	<p>当該事業における変更契約については、当初契約内容に業務を追加したものであり、当初契約業者から見積書を徴収し、費用対効果を含め金額を厳正に精査した上で契約したものである。</p>

監査結果	講じた措置
<p>ン活動を加えた業務仕様書に変更し、2,045,267円の増額の変更契約書を締結している。しかし、原契約でもPR活動は盛り込まれている。</p> <p>また、当該契約においては見積書等も作成されておらず、具体的な費用の検討がされないまま契約しているものと認められる。このように、当初契約額の倍近い増額がされた場合、県の予算を使用して行うPR活動である以上、見積書の作成は当然のことながら、増額による費用対効果も含め、委託金額の精査を厳正に行うべきと考える。</p> <p>(32 ページ)</p>	<p>今後とも、業務委託契約を締結する際は、費用対効果の検討を含めて、適正に行うことを徹底することとした。</p>

## 第2 食のみやこ推進課

監査結果	講じた措置
<p><b>1 初めての6次産業化バックアップ事業費補助金</b></p> <p><b>ア 交付要綱における事業実施主体についての不明確な規定について【意見】</b></p> <p>交付要綱第2条（交付目的）において、「本補助金は、意欲ある小規模農林漁業者が行う6次産業化の取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。」とし、また同第3条（補助金の交付）において別表の第2欄（事業実施主体）に掲げる者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付している。</p> <p>A団体B支所は団体Aの一支所であり、別表第2欄によると「農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織（規約を有し、農林水産業者で構成されている団体）」としており、法人単位の申請を前提としているにも関わらず、支所単位の申請を受理し補助金を交付している。担当課では各支所により水揚げ魚種が異なることから、その取り組みも異なっている実態を踏まえて一支所を交付対象者としたとのことだが、交付要綱の規定では事業実施主体に該当しない者に交付しているものと認められることから、交付対象者が明確となるように交付要綱を規定すべきである。</p> <p>(34 ページ)</p>	<p>事業実施主体については、交付要綱に明確に規定されているが、厳格な運用ができていなかったことが原因である。</p> <p>主査及び副査による事業実施主体のチェックを徹底するとともに、上司が確認を行うこととした。</p>
<p><b>イ 補助対象経費の支出先の適正について【意見】</b></p> <p>株式会社Sの実績報告に係る調書を確認したところ、補助対象設備（米低温貯蔵庫）の取得について、契約事業者と相見積もり事業者が同じであり、同程度機種として容量の違う機種（価格差</p>	<p>補助事業者への見積書の徴取方法等の指導不足が原因である。</p> <p>補助金の適正な執行のため、見積書の徴取や業者選定に係る留意点を丁寧に説明するととも</p>

監査結果	講じた措置
<p>は1,852円)を比較し決定していた。実施計画書で求めている相見積もりや機種選定理由については、補助金対象経費だからというだけではなく、真に必要とされる諸設備の取得についてお手盛り価格を除外し、その結果として適正価格での取得と交付対象事業者自身の負担軽減につながることを目的にその添付を求めているのであり、県も審査段階で十分指導する必要がある。</p> <p>また、関連して、外注としてデザインを発注したU(有)の代表者と検査検収担当者の名字が同一であったため、関連を確認することを依頼したところ、同族関係者(親子間)とのことであった。担当官は、同族関係者との取引を禁止する規定が無いことや、補助金対象事業者は株式会社であり、その経費の支出先についても一定のガバナンスのもとで決定されていることが推量されることから特に問題は無いとしているが、このような補助対象経費となる支出であれば、特に支出先が事業責任者と同族関係者である場合等、お手盛りの経費計上となりやすいので、実際のデザインの選定経緯及び公募やコンペ等の実施の有無について確認する等、恣意的経費の未然防止の観点から、補助対象経費の審査を厳正に行うべきである。(35 ページ)</p>	<p>に、恣意的経費の計上を未然に防止する観点から、事業採択にかかる審査段階から十分な指導及び審査を行っていくこととした。</p>
<p><b>ウ 実績報告書に係る調査復命書の記載並びに添付資料について【意見】</b></p> <p>実績報告書に係る検査の実施にあたり、現地での検査時に補助金活用による導入機器等の目視による確認・写真等による記録、実績報告書の記載内容について領収書等の証拠書類と突合を実施しているとのことであるが、実績報告に係る調査復命書を作成する意味は、当該調査により遂行されたかどうかを判定するための事実確認の報告であることから、補助金交付となった現物の確認写真や取得証拠書類のコピーなどの添付を徹底することによって、検査調書としてより実効性のあるものとすべきである。(35 ページ)</p>	<p>実績報告に係る現地検査時に、支払ごとに契約金額・契約者・支払日などを記載した一覧表を作成するとともに、機器導入等の場合には、写真等を添付し、より実効性のある調査復命書となるよう徹底することとした。</p>
<p><b>2 もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金(スタートアップ型)</b></p> <p><b>ア 補助対象経費の購入資料の厳正なチェック【意見】</b></p> <p>個人Iへの補助対象経費は食品加工に必要な備品の購入費用であるが、購入実績の証拠書類として、購入先からの請求書、領収書のコピー添付があるものの、その証憑には住所及び屋号のみの記載であり、代表名(個人事業の場合)及び電話</p>	<p>証拠となる証憑等に疑義が生じる場合は、他の書類等での確認を徹底し、補助対象経費については、検査時において、より厳密なチェックに努める。</p> <p>また、当該補助事業については、事務処理に</p>

監査結果	講じた措置
<p>番号の記載がなく、更に領収書には印紙すら貼付されていないものであった。資料から推測する限り不自然であり、補助金の性格から考えると審査段階での厳正なチェックをすべきである。 (37 ページ)</p>	<p>不慣れな申請者が多いため、適正な事務処理について、特に丁寧な説明に留意し、事業採択にかかる審査段階から十分な指導を行っていくこととした。</p>
<p><b>イ 実績報告に係る調書の記載誤り【指摘事項】</b></p> <p>事業主体である Y グループの補助金の交付について、「実績報告に係る調査復命書」が作成されているが、その指令経過の事業主体欄には、全く別人の氏名が記載されていた。単純な記載誤りと理解するが、「実績報告に係る調査復命書」の作成目的を考えた場合、形式的かつ安易な調査復命書となっていると言わざるを得ない。添付条件となっている資料や記載事項のチェックと併せて、確認時の現物の写真等を追加添付するなど、適正かつ厳格な調査復命書を作成すべきである。 (37 ページ)</p>	<p>検査復命書の記載内容のチェックが不十分であったものである。</p> <p>実施内容について厳重にチェックし、適正な調査復命書を作成することとした。</p>
<p><b>3 食のみやこ鳥取県推進事業費補助金</b></p> <p><b>ア 継続的な定額補助金交付者に対する深度ある検査確認の実施について(食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業)【意見】</b></p> <p>(公社)鳥取県栄養士会が実施する、「食のみやこ鳥取県美味しい郷土料理普及推進事業」は例年予算規模が同額の 900,000 円となっており、県の補助金も例年 900,000 円となっている。同者の平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度の事業計画書及び予算書、決算書を確認したところ、合計の予算額と決算額が同額であった。また、事業内容についても講習会数等や参加人数は相違するものの、例年同じ内容となっており、新しい事業の取り組み等も報告書においては確認できなかった。更に、決算末に消耗品等(シャープペン、4色ボールペン、ダブルクリップ、フラットファイル、P P C 用紙等)を購入したとして予算額と決算額が同額となっているが、領収書での支出の確認はできるものの、納品書や請求書に日付が空欄であるなど証憑類についても不自然な点が認められた。例年同じ予算額で同額の決算額が計上されていることは、通常考えられない。</p> <p>以上の状況を検討すると、当該補助金が例年慣習化されていることが原因と考えられることから、担当課は補助実施事業のマンネリ化防止の観点はもちろん今後の定額補助の継続性のあり方も含めて、事業内容及び決算内容の厳正な精査を実施されたい。(38 ページ)</p>	<p>当該事業は、学校、病院等も含め様々な対象者、メニューにより料理講習会を行うなど、例年工夫しながら実施し、地域の食や伝統料理の大切さを伝えているものである。</p> <p>また、予算額と決算額が同額であったことについては、例年、決算額は予算額を超えていたが、県に報告する予算額及び決算額は補助金額に合わせるよう補助事業者に指導していたことによるものである。</p> <p>今後は、より効果的に事業を実施するために、申請前に企画内容を補助事業者と協議するとともに、申請及び実績報告において適正な事務処理を指導した。併せて、事業内容及び経費について、主査、副査及び上司による所属内での内容確認を徹底することとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p><b>イ 補助事業の目的に沿った実施事業内容の明確化について（食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業）【意見】</b></p> <p>（一社）鳥取県日本調理士技能士会、（一社）鳥取県調理師連合会が行う「食のみやこ鳥取県調理の技普及推進事業」は料理講習会や発表会を通じて、県産食材を利用した料理の普及や県産食材の利用促進を図るとされ、それぞれに毎年580,000円の補助金が支出されている。両者の実績報告書により実施内容を確認したところ、料理教室等の開催内容が報告されているがメニュー等の内容から県産食材の利用について全く触れられておらず、本来の補助事業の目的が達せられているか判断することができない。前項の意見同様、例年定額の補助事業であることを含め、交付目的に沿った事業内容であるかどうか厳正な精査を実施されたい。（39ページ）</p>	<p>県産食材の利用は大前提であったことから、実績報告書に特段の記載を求めていなかったことによるものである。</p> <p>補助事業者に再度説明し、利用した県産食材を実績報告書に記載することとした。</p>
<p><b>ウ 実績報告書の記載誤り（県産魚ブランド発信事業）【指摘事項】</b></p> <p>鳥取県産魚PR推進協議会の県産魚ブランド発信事業の実績報告書によると、補助対象経費として、松葉ガニの特産化項目で支出内容に記載されている「五輝星のぼり100枚@300円」として記載されているほかに、PR資材作成項目として、同じく「五輝星のぼり100枚@300円」として記載されていた。確認したところ、明らかに報告書の記載誤りであったが、誤った記載に基づき報告された実績報告書が、形式的な審査により処理されているものと認められる。適正で厳格な審査が行われているのか疑問であり、不適切である。（39ページ）</p>	<p>実績報告書の確認漏れによるものである。</p> <p>再発防止のため、補助金申請、実績報告については、主査及び副査によるチェックを徹底するとともに、上司が厳重に確認を行うこととした。</p>
<p><b>エ 交付目的に沿った合理的な執行について（松葉ガニトップブランド事業）【意見】</b></p> <p>松葉ガニトップブランド事業の補助目的は、「とっとり松葉がに」のうち、大きさ・品質・型とも最上位の松葉がにをトップブランドとして差別化し、ブランド化を推進する目的で平成27年度に補正予算化されたものである。事業報告書を確認したところ、補助対象経費として「特選とっとり松葉がに五輝星」PR用の小冊子の作成費用が支出されているが、同様に県産魚ブランド発信事業補助金においても補助対象経費として支出されていた。県の説明では、当該カニPR小冊子の作成費用が当初見積りより増加したため、松葉がにトップブランド事業補助金を優先して活用し、不足額を県産魚ブランド発信事業補助金</p>	<p>当該小冊子は、松葉ガニトップブランド事業において、「五輝星」をはじめ鳥取県産の様々なカニを紹介することで、鳥取のカニ全体のブランド化を図ることを目的に作成したものであるが、作成費用が当初見積りより増加したため、増加部分については、県産魚ブランド発信事業費を活用した。</p> <p>今後、複数の補助金を活用して事業を実施する場合は、事業内容の説明責任を果たしていくとともに、補助対象経費については、補助事業の目的と内容の合致について、より厳密に精査していくこととした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>で活用したとのことであった。下表のとおり、冊子の紙面構成や内容から判断する限り、いずれの補助事業も鳥取県のカニの魅力を紹介する事業であることは理解できるが、本冊子には五輝星の紹介ページが少ない等、当該補助事業の本来の目的である松葉がにのトップブランド「特選とっとり松葉がに五輝星」をPRするという目的で作成された小冊子であるとは言い難い。補助事業の目的とした補助対象経費の支出について、目的と内容が合致したものか、厳密に精査すべきである。また、このように複数の補助金の補助対象経費となる場合は、単に不足額を負担するのではなく、その負担額に合理性を持たせるべきである。</p> <p>(表略) (39 ページ)</p>	
<p><b>オ 消費税仕入税額控除の確認もれ(ジビエビジネス化支援事業)【指摘事項】</b></p> <p>(株)Tのジビエビジネス化支援事業の補助金実績報告書の収支決算書によると、補助対象経費としてPR資料作成費 410,400 円が支出されている。当該支出の収支予算書の記載においても、当該支出が消費税税込み価格を補助対象経費としていることが明らかである。</p> <p>そもそも、当該補助金を受給した事業者は、収入として消費税について不課税収入として処理され、一方その補助金で賄われた経費(当該補助対象経費の場合①料理開発のための試作材料費②料理開発後の料理のRR用チラシ印刷費及び作成費)については課税仕入れとして処理されていることが推量される。つまり、このように補助対象経費を税込みで認めることとした場合、補助対象事業者の消費税等の税額計算にあたり、いわば補助金(財源は税金)で課税仕入れ税額を容認することとなり、結果的に事業者の消費税申告において算出される納税額を不当に減少あるいは還付を受けることとなる。よって、従来から補助金の交付要綱等では、消費税税抜き価格をもって補助対象経費としていること、または交付対象事業者の消費税補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合に報告書の提出義務を課すことで、適正な補助事業に係る消費税仕入税額控除の取り扱いを行うこととしていることは、県においても周知されているものと理解している。</p> <p>なお、当該法人を除く他のジビエビジネス化支援事業の補助金交付対象者の補助金実績報告書を確認するも補助対象経費が税込み価格を対象</p>	<p>補助事業に係る消費税法に対する理解の不足が原因である。</p> <p>全ての補助金等について消費税等に係る仕入控除税額による減額を行うこととし、標準要綱を改正するとともに全ての要綱を改正した。</p> <p>併せて、制度の周知及び事務処理の円滑化のため、補助金等に係る仕入控除税額の処理フロー及び事務手続・添付書類に係るチェックリストの雛形を作成し、補助金等事務の適正化について通知文書により改めて全庁的に周知徹底した。</p> <p>さらに、会計事務研修会などの機会を利用して、補助金事務に係る消費税の取扱いについて職員への周知を図ることとした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>経費としているのか、税抜き価格を対象としているのか確認することが出来なかった。つまり、補助金審査において補助対象経費の消費税に係るチェック機能が全くされていない事実や、事後的に補助事業対象者から消費税課税仕入に係る報告書の提出がされていない事実が認められた。担当課における消費税等の理解不足なのか、あるいは補助対象経費の審査が形骸的なものになっているのか、いずれにしても不適切と言わざるを得ない。(40 ページ)</p>	
<p><b>カ 補助金交付対象者の消費税課税事業者についての確認もれ（共通）【意見】</b></p> <p>「食のみやこ鳥取県推進事業費補助金」の交付対象事業者の全てが、消費税等の課税事業者の該当有無について全く審査されていない。交付対象者が課税事業者でない場合、消費税の納税義務もないため、不当に納税額を減少することや、還付を受けることはあり得ないが、消費税の課税事業者である場合、前項の記載のとおり、補助金で本来納税すべき消費税額を減少させる結果になるため、必ず課税事業者の該当有無についてチェックする必要があると考える。このため、交付申請並びに審査時において記載又は添付が要件とされる補助事業の計画書及び収支予算書や法人又は団体の組織概要や決算書に加え、消費税の課税事業者の該当有無について記載する事項を設ける等して、適正な補助対象経費の算定を実施すべきと考える。(41 ページ)</p>	
<p><b>キ とっとりバーガーフェスタ支援事業関係資料の監査にあたって（総括）</b></p> <p><b>(ア) 事業計画書における記載漏れについて【指摘事項】</b></p> <p>補助金交付要綱より、事業計画書（様式第1号）においては「他の補助金の活用の有無」の記載が求められている。「有」、「無」のいずれかに○を付し、「有」の場合には、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載しなければならないが、事業計画書には何らの表記もなされていない。</p> <p>当該事業においては、県の他に大山町、伯耆町及び江府町よりそれぞれ補助金の交付が行われている。この記載の有無について確認をしたところ、県において他の補助金を受ける場合にのみ記載をするものとの認識であった。しかしながら、補助金に係る問い合わせ先として「団体名」の記</p>	<p>交付申請書等の確認漏れによるものである。再発防止のため、交付申請書等について、主査及び副査によるチェックを徹底するとともに、上司が厳重に確認を行うこととした。</p>

監査結果	講じた措置
<p>載が求められていることからすると、県以外からの交付も記載対象としているものと考えられる。また、仮に県の補助金のみを記載対象としていたとしても、他に交付が無い場合には、「無」を記載しなければならず、いずれにしても記載漏れであることを指摘する。(42 ページ)</p>	
<p><b>(イ) 事業収支予算書における添付書類の不備について【指摘事項】</b></p> <p>補助金交付要綱より、事業収支予算書(様式第2号)には「事業実施主体の組織構成が明らかになる書類」を添付しなければならないことが明示されている。当該添付書類の確認を求めたところ、その不備が確認された。これは、本補助金の交付対象先であるととりバーガーフェスタ実行委員会へは、バーガーフェスタの支援事業として平成21年度より毎年補助金が交付されており、その双方の継続的な関係性によりチェックが甘くなったとのことであった。</p> <p>しかし、本補助金は単年度予算に基づく交付であり、継続した事業であっても毎年度改めて申請を行い、補助金交付要綱による厳格な手続き及び審査の後に交付の決定がなされるものである。一般的に事業主体の組織構成が流動性を有していることから、その構成については毎年厳格に確認を行わなければならない。したがって、補助金の対象事業者としての適否を十分に審査することなく交付決定がなされたことは、補助金の交付手続き上、重大な瑕疵があると言わざるを得ない。(42 ページ)</p>	
<p><b>(ウ) 概算払希望申出書の記載誤りについて【意見】</b></p> <p>希望時期を平成27年4月とした補助金の概算払希望申出書が、資金計画書と併せて提出されている。この概算払希望申出書には、補助金の交付決定通知の年月日及び番号を記載する欄があるが、補助金の交付決定前に提出する場合には、補助金の交付申請日を下段にかっこ書きで記載することとされている。本申出書においては、補助金の交付決定前の申請になるとのことであるため、当該記載欄には交付申請日を下段にかっこ書きすることになる。補助金の交付申請日は平成27年4月1日であるため、当該日付を記載すべきところ、平成26年4月1日と一年前の誤った日付が記載されていた。</p> <p>概算払いを希望する場合には、資金計画書の提出があればよく、概算払希望申出書の提出、また、</p>	

監査結果	講じた措置
<p>その様式も任意とされているとのことであるが、提出を受ける以上は精査されたい。(42 ページ)</p>	
<p><b>(エ) 事業報告書における記載誤りについて【指摘事項】</b></p> <p>補助金交付要綱より、事業報告書(様式第1号)には事業完了年月日の記載が求められている。本事業報告書の事業完了年月日を確認すると、平成27年3月30日と記載されている。しかしながら、本補助金事業は平成27年度事業であるため、事業完了年月日は少なくとも平成27年4月1日以降の日付とならなければならない、明らかに記載誤りである。</p> <p>また、補助金交付要綱第8条では、補助事業の完了の日から20日を経過する日までに実績報告をするよう規定している。これは補助事業が完了した後、速やかに報告書を提出してもらうためのものであり、当該趣旨をも考慮するとその日付の記載については適切に指導及びチェックが行われなければならない。こうした観点から見ると、事業完了年月日に前事業年度の日付が記載された事業報告書が何らの指摘を受けることなく処理されているのは、審査体制が余りにも形骸化していると言わざるを得ない。深度ある精査を行い、補助金交付要綱の厳格な実施をされたい。(43 ページ)</p>	
<p><b>(オ) 補助金交付申請書における記載誤りについて【指摘事項】</b></p> <p>事業収支予算書(様式第2号)及び事業収支決算書(様式第2号)は、以下のとおりである。</p> <p>(表略)</p> <p>事業収支決算書(様式第2号)の収入の部の中で、市町村補助・負担金の本年度予算額が3,500,000円と記載されているが、事業収支予算書の本年度予算額はもともと3,000,000円で計上されている。これは、補助金申請の後に市町村補助金が500,000円増加したため、事業収支決算書において当初予算額を修正した旨の説明があった。</p> <p>一方で、補助金交付申請書における「算定基準額」の記載欄を見てみると、「(見込み)」の記載が削除されている。これは、算定基準額(補助金も含めた収入合計額)が確定している場合には「(見込み)」を削除することとされているため、補助金の交付申請がなされた平成27年4月1日時点で補助金も含めた収入の金額が確定していることになる。しかしながら、補助金の概算払い</p>	

監査結果	講じた措置
<p>を受ける際に提出されている資金計画書には、補助金に関して6月の摘要欄で「江府町0→50万になる可能性あり（6月補正）」と記載されており、事前に算定基準額に変動が生じる可能性を十分に認識している。そして実際に江府町において補助金の交付が行われ、上記のとおり予算額の補正が行われている。</p> <p>したがって今回のケースのように、後に補助金の額に変動が生じ、算定基準額が変わる可能性があると思われるような場合には、補助金交付申請書の算定基準額の欄に「(見込み)」を記載しておかなければならない。(43 ページ)</p>	
<p><b>(カ) 事業収支決算書、補助金実績報告書及び事務調査調書における記載誤りについて【指摘事項】</b></p> <p>上記事業収支決算書における収入の部の本年度決算額の合計金額が10,858,211円となるどころ、11,385,515円と記載されている。また、連動して、補助金実績報告書における「実績額」も同様に10,858,211円となるどころ、11,385,515円と誤った記載がなされている。単純な計算間違いによる誤記載と思われるが、指摘及び訂正は行われていない。そして、その誤って提出された決算書等の金額が事務調査調書の事業費の実績額としそのまま内部資料にも用いられている。その事務調査調書には、「3. 調査結果」として、「鳥取県補助金等交付規則及び食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱に基づき適切な事業実施がなされており、また、経理についても適正に事務処理がなされていた。」との記載がなされている。</p> <p>事務調査調書については、課内でも担当者以外の者が確認しているとのことであったが、チェック機能が全く働いておらず、早急に体制の見直しを図るべきである。(45 ページ)</p>	
<p><b>4 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金</b></p> <p><b>ア 交付金額の算定根拠について【意見】</b></p> <p>当該交付金の交付先である「とっとりご当地グルメコミュニケーション」に1,068,098円交付されているが、その交付対象経費にハタハタフェスティバル出展経費(交通、宿泊、運搬費)として旅費が計上されている。ハタハタフェスティバルの出展者募集要項の3概要(4)出展に係る経費についての記載によると「出展料は無料、ただし出展申込、商品・試食品・販売備品等の送付、旅費、宿泊費等の経費は出展者の負担」と記載されていることから、交付対象経費にその費用を含め</p>	<p>ハタハタフェスティバルへの出展は、当該交付団体が実施する様々な食のPRイベントのうちの一つであり、ハタハタフェスティバルに出展するその他の団体とのバランスを考慮していなかったことによるものである。</p> <p>イベントの出展団体間の公平感が保たれるよう、県で実施するイベントへの出展経費は交付金の対象経費から除くこととした。</p> <p>なお、当該フェスティバルは一定の役割を果たしたため、平成30年度は実施しないこととし</p>

監査結果	講じた措置
<p>るのは不適切である。また、当該ハタハタフェスティバルには公募による多くの出展者がおり、その多くが自己負担による出展であることを考慮すると、公募要項に交付金・補助金の活用制限が設けられていないことや首都圏での食のみやこ鳥取県PRという交付目的にあった活用とはいえ、一部の団体に当該経費の一部を交付することは、著しく公平感に欠ける対応と考える。(46ページ)</p>	<p>た。</p>
<p><b>5 鳥取県・秋田県共同ハタハタPR業務委託</b>  <b>ア 業務委託における鳥取県負担額について</b>  <b>【意見】</b></p> <p>鳥取県は(株)Aと秋田県・鳥取県共同ハタハタPR業務について業務委託契約書(各県単位)を結び、「第5回秋田・鳥取うまいぞ!ハタハタフェスティバル」の企画運営を委託している。当該イベントの趣旨や目的及び表題からして秋田県との共催事業であることから、原則、開催に要した経費は両県で折半すべきものであると考える。実施にあたって総経費の50%が鳥取県の負担額になっているのか担当官に確認したところ、秋田県は県内の市町村からの負担金や出展用ブースの使用に関し出展者から出展料等を徴するなどして約350万円程度の負担となっているが、鳥取県は県内の自治体や出展者からの出展料は徴していないほか、タレント手配費用が多額であったため約650万円の負担額になっている旨の説明があった。このようなイベントを開催するに際し、秋田県では最小の負担で最大の効果が得られる工夫をしていることから、鳥取県においても企画段階で負担減となる工夫を検討すべきと考える。</p> <p>また、(株)Aの実積内訳書を確認したところ、秋田県との経費負担割合がおおむね合理的に区分されていたが、企画プログラム・スタッフについては、鳥取県応援団としてタレント手配料(さかなクン知事応援20分+45分ステージ)の費用が鳥取県分として計上されていた。さかなクンのタレント効果によってイベント全体の集客が図られたことを考慮すると、さかなクン知事応援分の20分相当の鳥取県負担は理解できるが、45分のステージは「さかなクンお魚教室」となっており、鳥取県のみが負担する合理的理由がなく、費用対効果を勘案すれば、秋田県と折半すべきものと認められる。(47ページ)</p>	<p>当該事業は、ハタハタの認知度が高い秋田県との連携により、首都圏での鳥取県産ハタハタの認知度向上を図ることが目的である。多くの県内事業者に参加してもらい、鳥取県産ハタハタの商品を販売・PRしてもらうため、県内の自治体や出展者から出展料は徴さず、出展に係る経費を鳥取県が負担したものである。</p> <p>また、鳥取・秋田の両県がそれぞれの負担においてタレントを招へいすることとし、鳥取県は「さかなクン」を招へいして、PR効果は非常に高かった。</p> <p>平成29年度は、費用負担により合理性を持たせるため企画段階で秋田県と協議を行い、イベントの費用対効果や費用負担のあり方を十分に検討した上で実施し、「さかなクン」のステージではカニなど鳥取県産の魚介類を中心としたPRを行った。</p> <p>なお、当該フェスティバルは一定の役割を果たしたため、平成30年度は実施しないこととした。</p>
<p><b>6 食のみやこ推進課が保管所持する各業務委託契約書について</b></p>	

監査結果	講じた措置
<p><b>ア 契約書等の印紙貼付についての指導不足【指摘事項】</b></p> <p>今回の包括外部監査において、食のみやこ推進課が担当する各事業において保管されている各業務委託契約書等のほとんどに印紙が貼られていないことを確認した。</p> <p>不納付となっている代表的な契約書は以下のとおりである。</p> <p>① 平成 27 年 11 月 6 日「委託契約書」団体U  ② 平成 28 年 1 月 13 日「委託変更契約書」団体U  ③ 平成 27 年 8 月 5 日「委託契約書」団体U  ④ 平成 27 年 11 月 6 日「委託契約書」(株)M  ⑤ 平成 28 年 1 月 18 日「鳥取県・秋田県共同ハタハタPR業務委託変更契約書」(株)A  ⑥ 平成 27 年 6 月 24 日「請書」(株)T  ⑦ 平成 27 年 4 月 1 日「請書」団体U  等々</p> <p>貼付もれの原因は、各担当部課での基本的な印紙税法の理解不足と考えられる。</p> <p>印紙が貼られていない契約書が何らの疑問もなく、関係資料に漫然と綴られている状況を確認し驚きを覚える。</p> <p>なお、地方公共団体の作成される文書の印紙税の取扱いの基本は以下のとおりである。</p> <p>県は地方公共団体であるため、印紙税法第 5 条において非課税法人であり、地方公共団体が作成する文書は非課税とされている。なお、印紙税法第 4 条第 5 項、6 項において、共同して作成する文書はおおむね各当事者が 1 通ずつ所持するという実態をとらえて、地方公共団体が所持する文書は他の者が作成して地方公共団体に交付したものと仮定し、地方公共団体が所持するものについてだけ課税することとしている。</p> <p>県自体は納税義務を課されないが、契約書本体は県が作成しているものであり、契約時に印紙貼付する必要がある旨の指導文書を作成するなどし、印紙の適正な貼付について誤りのないよう指導すべきである。(48 ページ)</p>	<p>契約書への収入印紙の貼付等の適正な事務処理について、通知文書の発出及び会計事務研修での説明等により注意喚起を行い、全庁的に周知徹底を図った。</p> <p>なお、指摘のあった契約書等については、速やかに印紙の貼付けが行われた。</p>